

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づき、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ため、平成31年3月に「第5期大田原市障害者福祉計画」、令和3年3月に「第6期大田原市障害者福祉計画・第2期大田原市障害児福祉計画」を策定し、障害のある人の権利擁護や社会参加、市民の意識啓発など、障害児者に対する福祉施策を推進するとともに、生活や就労、居住などの支援を目的とする障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備等を推進してきました。

障害児者を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化する中、障害のある人の高齢化も進み、障害の重度化、重複化が進んでいます。また、障害のある人の家庭においても介助者の高齢化も進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態が変化するとともに、地域における介助・支援機能が低下しています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法の改正により、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質及び量の確保並びに向上を図るための様々な環境整備が進められています。

さらには、平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えた「地域共生社会」の考え方が位置づけられました。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指していきます。

こうした背景を踏まえ、障害の有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築し、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するため、「第6期大田原市障害者福祉計画（令和6年度～令和11年度）」及び「第7期大田原市障害者福祉計画・第3期大田原市障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を新たに策定します。

2 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条で定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とする計画です。

■障害者基本法

第11条（一部抜粋）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者総合支援法

第88条（一部抜粋）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第89条の2の2第1項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第8項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

■児童福祉法

第33条の20（一部抜粋）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

（第33条の20第4項、第5項省略）

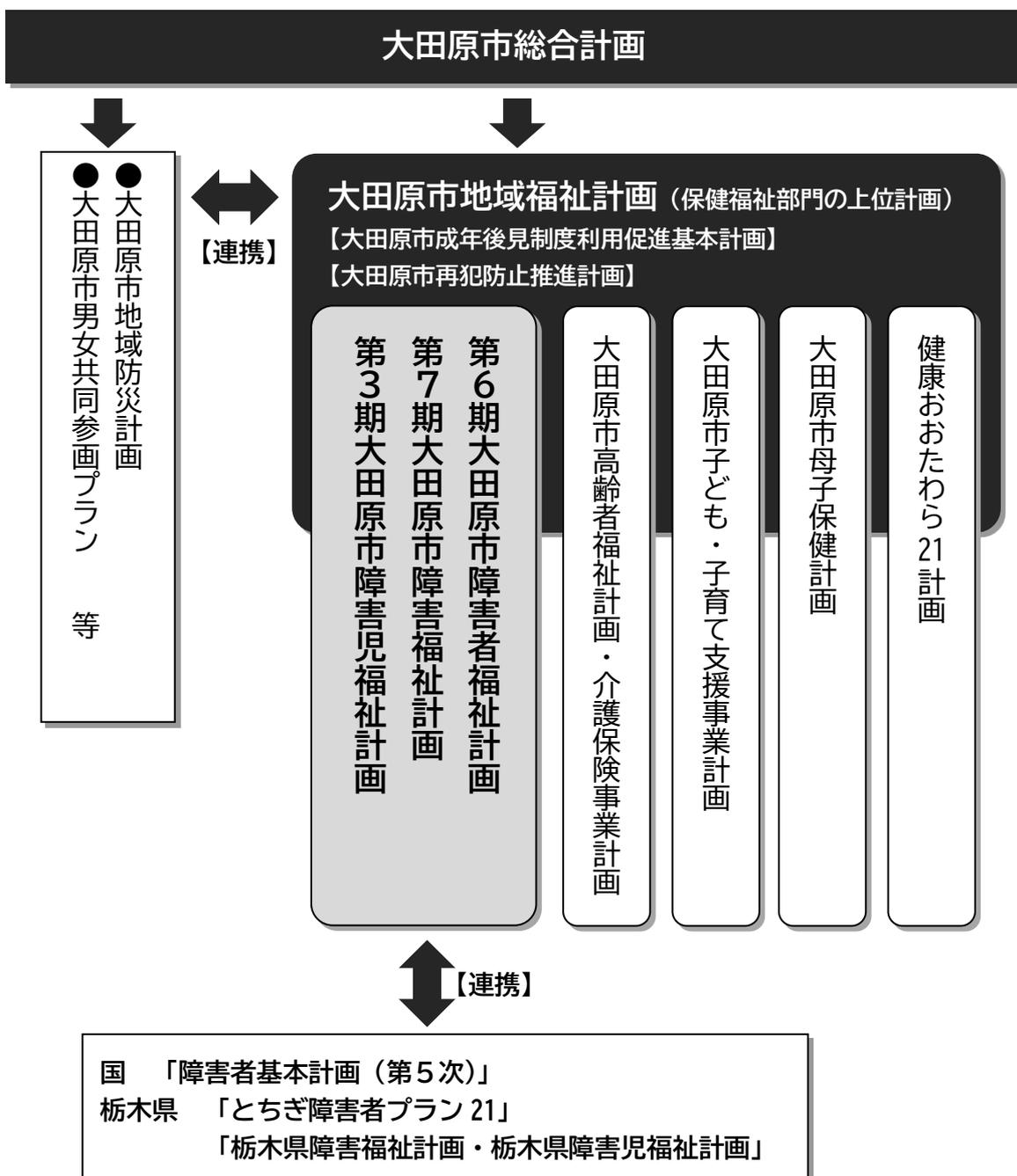
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

※条文は、令和6年3月現在のものを記載しています。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「大田原市総合計画」をはじめ、保健福祉部門の上位計画の「大田原市地域福祉計画」の下、個別部門計画である「大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「大田原市子ども・子育て支援事業計画」、「大田原市母子保健計画」等との整合性を図り策定しました。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」、栃木県の「とちぎ障害者プラン21」、「栃木県障害福祉計画・栃木県障害児福祉計画」との整合性を図った計画とします。



4 計画の期間

「第6期大田原市障害者福祉計画」の期間については、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

「第7期大田原市障害福祉計画」、「第3期大田原市障害児福祉計画」の期間については、厚生労働省が示す基本指針の定めるところにより、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、策定後の制度改正、福祉・保健・医療等の社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

年度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障害者福祉計画	第5期			第6期					
障害福祉計画	第6期			第7期			第8期		
障害児福祉計画	第2期			第3期			第4期		

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査やパブリックコメントの実施等により、本市の障害のある人の生活実態、障害福祉サービス等に対する意見及び現状を把握しました。さらに、策定委員会、検討部会及び地域自立支援協議会で計画の内容や今後の障害福祉施策についての審議を重ねました。

(1) 大田原市障害者福祉計画策定委員会

保健・医療・福祉関係者、障害当事者団体、学識経験者、教育関係者、行政関係者による策定委員会を設置し、計画内容の検討を行いました。

(2) 大田原市障害者福祉計画検討部会

障害者施策に係る庁内関係各課による検討部会を設置し、計画内容の検討を行いました。

(3) 大田原市地域自立支援協議会

指定相談事業所、障害福祉サービス事業所、保健・医療、教育関係者、行政関係者による地域自立支援協議会において、計画内容の検討を行いました。また、障害当事者及び保護者で構成される当事者部会では、障害福祉施策に対する意見等を把握し、計画内容の検討を行いました。

(4) アンケート調査の実施

障害のある人や障害のある児童を対象に、日常生活の状況や障害福祉サービス等における利用意向等を把握し、今後の障害者施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和4年12月にアンケート調査を実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

市民や関係者の意見を反映させるため、本計画の計画案について、令和5年11月27日から令和5年12月20日までの期間でパブリックコメントを実施しました。